

②医師会等に委託している個別健診

各保健事業の実施の有無と禁煙支援の実施状況について、あてはまるものに○印をつけて下さい。

(注) 下記の質問2の禁煙支援の内容は、前ページの3分未満の個別指導、3分以上の個別指導、集団教育・講義、グループ学習のいずれでもかまいません。

保健事業	質問1. 保健事業の実施の有無を選んでください。		質問2. 保健事業を医師会等の外部機関に委託する際、禁煙支援を実施することを依頼していますか。あてはまるものを1つ選んでください。(質問1でAを選んだ方のみお答えください。)			
	A. 実施している	B. 実施していない	A. 喫煙者全員への禁煙支援を依頼	B. 一部の喫煙者への禁煙支援を依頼	C. 禁煙支援を依頼しているが、対象は把握していない	D. 禁煙支援を依頼していない
妊婦健診（個別健診）	A	B	A	B	C	D
乳幼児半健診（個別健診）	A	B	A	B	C	D
1歳半健診（個別健診）	A	B	A	B	C	D
3歳半健診（個別健診）	A	B	A	B	C	D
国保の特定健診（個別健診）	A	B	A	B	C	D
肺がん検診（個別検診）	A	B	A	B	C	D
胃がん検診（個別検診）	A	B	A	B	C	D
大腸がん検診（個別検診）	A	B	A	B	C	D
乳がん検診（個別検診）	A	B	A	B	C	D
子宮頸がん検診（個別検診）	A	B	A	B	C	D
肝がん検診（個別検診） (肝炎ウイルス検診)	A	B	A	B	C	D

(2) たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組み

各内容の実施状況について、あてはまるものに1つだけ○印をつけて下さい。

内容	実施状況	
	A. 実施している	B. 実施していない
禁煙治療や禁煙補助剤に対する費用補助	A	B
禁煙個別相談や禁煙教室	A	B
電話やメールによる禁煙相談	A	B
印刷教材やインターネットを活用した通信教育	A	B

(3) 禁煙治療へのアクセス（都道府県で一括して調査するため、回答不要です）

1) 医療保険による禁煙治療へのアクセス

保険適用を行っている医療機関数 \_\_\_\_\_ 施設  
 人口10万人あたりの医療機関数 \_\_\_\_\_ 施設  
 全ての医療機関(病院および一般診療所)における割合 \_\_\_\_\_ %

2) OTC薬へのアクセス

薬局・薬店数 \_\_\_\_\_ 店舗  
 人口10万人あたりの薬局・薬店数 \_\_\_\_\_ 店舗  
 面積100km<sup>2</sup>あたりの薬局・薬店数 \_\_\_\_\_ 店舗

} 回答不要

### III. 喫煙防止

#### (1) 市町村レベルでの青少年の喫煙防止のための委員会等の設置

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

質問	回答
市町村レベルで青少年の喫煙防止のための委員会等を設置していますか。	( )青少年健全育成などの既存の組織とは別に、青少年の喫煙防止のみを目的とした委員会等を設置している。 ( )青少年健全育成などの既存の組織を活用して、青少年の喫煙防止のための委員会等を設置している。 ( )設置していない

#### (2) 地域のたばこ販売状況（都道府県で一括して調査するため、回答不要です）

コンビニエンスストアへのアクセス

人口 10万人あたりのコンビニエンスストア数

\_\_\_\_\_店舗

面積 100km<sup>2</sup>あたりのコンビニエンスストア数

\_\_\_\_\_店舗

自動販売機へのアクセス

人口 10万人あたりの自動販売機数

\_\_\_\_\_台

面積 100km<sup>2</sup>あたりの自動販売機数

\_\_\_\_\_台

} 回答不要

#### (3) 学校における喫煙防止教育の実施状況

各校種における喫煙防止教育の実施状況について、あてはまるものに1つだけ○印をつけて下さい。

(注1) 必要に応じて教育委員会等、当該の部署に確認の上、回答して下さい。

(注2) ここでは喫煙防止教育の実施を、「いずれかの学年で、1コマ以上の授業時間を喫煙防止に焦点をあてて実施している」と定義します。

校種	A. 全ての学校で実施 C. 実施していない	B. 一部の学校で実施 D. 該当の校種がない
市町村立小学校	A	B C D
市町村立中学校	A	B C D
市町村立高等学校	A	B C D

### IV. 情報提供・教育啓発

各内容の実施状況について、あてはまるものに1つだけ○印をつけて下さい。

内容	実施状況	
	A. 実施している	B. 実施していない
講演会・セミナー等の実施	A	B
健診等の保健事業で情報を提供	A	B
冊子やリーフレットの配布	A	B
ポスターの配布・掲示	A	B
ホームページで情報を提供	A	B
広報誌で情報を提供	A	B
イベントの開催	A	B

## V. たばこ対策の推進体制

### (1) 健康日本21の市町村版における喫煙率減少の目標

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

具体的な数値目標を設定している場合は、成人と未成年の数値目標も記入して下さい。

質問	回答
健康日本 21 の市町村版において、喫煙率減少に関する目標を設定していますか。	( ) 具体的数値目標を設定している 成人の数値目標：   未成年の数値目標：   ( ) 目標を設定しているが、具体的数値目標ではない ( ) 目標を設定していない ( ) 健康日本 21 の市町村版を設定していない

## (2) たばこ対策推進のための委員会等の設置

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

質問	回答
市町村として、たばこ対策推進のための委員会等を設置していますか。	( )設置している ( )設置していない

### (3) たばこ対策担当者・専従体制

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

専任の担当者がいる場合は、その人数も記入して下さい。

(注1) たばこに関する苦情処理のみの担当者は含みません。

(注2) 担当者の人数は業務量から算出した人数ではなく、実際の人数を回答して下さい。

質問	回答
市町村として、たばこ対策推進のための専任の担当者はいますか。	( )いる _____人 ( )いない

#### (4) たばこ対策関連費用

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

たばこ対策関連の支出があった場合は、たばこ対策予算から執行した金額と他の事業予算から充当した金額にわけて記入してください。充当元の事業予算名も記入して下さい。

質問	回答
前年度に、市町村としてたばこ対策関連の支出がありましたか。	( )たばこ対策関連の支出があった たばこ対策予算から執行 _____円
	他の事業予算から充当 _____円
	充当元：_____
	( )たばこ対策関連の支出がなかった

#### 回答者について

市町村 \_\_\_\_\_

回答者 \_\_\_\_\_

所属 \_\_\_\_\_

連絡先 Tel \_\_\_\_\_ Fax \_\_\_\_\_

職種 1. 事務職 2. 法令関係職 3. 保健師 4. その他 (\_\_\_\_\_)

記入日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

## 資料 2

## たばこ規制・対策の自己点検票—都道府県版

## I. 受動喫煙の防止

以下の各施設の受動喫煙防止対策の状況や規制内容について、あてはまるものに○印をつけて下さい。

(注 1) たばこ対策担当部署以外から出されている規則・通知についてもご確認下さい。

(注 2) 健康増進法、美化条例（吸殻のポイ捨て禁止）は含みません。

(注 3) 議会庁舎が本庁舎内に議会スペース（議会棟）として設置されている場合、議会庁舎は「E. 該当場所なし」とし、本庁舎に議会スペースの状況を含めて回答してください。

(注 4) 複数の選択肢があてはまる場合は、取り組みレベルの低い選択肢を選んでください。

		質問 1. 受動喫煙の規制のレベルを1つ選んでください。					質問 2. 規制の内容を1つ選んでください。（質問1で A,B,C を選んだ方のみお答えください。）					【参考】規制の有無にかかわらず、実際の受動喫煙防止の状況を1つ選んでお答えください。								
		A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
官公庁	本庁舎	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	議会庁舎	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	保健所	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	本庁舎の出張所	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	都道府県立施設（屋内）	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	都道府県立施設（屋外）	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
学校関係	都道府県立高等学校	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	私立小学校	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	私立中学校	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	私立高等学校	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	大学（国公立・私立）	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	専修学校・各種学校（国公立・私立）	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
医療関係	病院	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E
	診療所	A	B	C	D	E	A	B	C	D	A	B	C	D	E	A	B	C	D	E

	<p><b>質問1.</b> 受動喫煙の規制のレベルを1つ選んでください。</p> <p>A. 都道府県の条例（罰則有） B. 都道府県の条例（罰則無） C. 都道府県の規則・通知等 D. 規制なし E. 該当施設なし</p>	<p><b>質問2.</b> 規制の内容を1つ選んでください。（質問1でA,B,Cを選んだ方のみお答えください。）</p> <p>A. 敷地内禁煙 B. 建物内禁煙 C. 喫煙室を設けた空間分煙 D. 上記以外</p>	<p><b>【参考】</b> <u>規制の有無にかかわらず、実際の受動喫煙防止の状況を1つ選んでお答えください。</u></p> <p>A. 敷地内禁煙 B. 建物内禁煙 C. 喫煙室を設けた空間分煙 D. 上記以外 E. 把握していない</p>
施設	A B C D E	A B C D	A B C D E
民間職場	A B C D E	A B C D	A B C D E
※規模等により回答が異なる場合は、そのことがわかるように右記に具体的に記入してください。			
飲食店	A B C D E	A B C D	A B C D E
※規模等により回答が異なる場合は、そのことがわかるように右記に具体的に記入してください。			

公共交通機関については、受動喫煙の規制のレベルを、A. 全面禁煙、B. 喫煙室を設けた空間分煙、C. 上記以外（タクシー車内はA、Cのみ）で評価してください。

	<p><b>質問1.</b> 受動喫煙の規制のレベルを1つ選んでください。</p> <p>A. 都道府県の条例（罰則有） B. 都道府県の条例（罰則無） C. 都道府県の規則・通知等 D. 規制なし E. 該当施設なし</p>	<p><b>質問2.</b> 規制の内容を1つ選んでください。（質問1でA,B,Cを選んだ方のみお答えください。）</p> <p>A. 全面禁煙 B. 喫煙室を設けた空間分煙 C. 上記以外</p>	<p><b>【参考】</b> <u>規制の有無にかかわらず、実際の受動喫煙防止の状況を1つ選んでお答えください。</u></p> <p>A. 全面禁煙 B. 喫煙室を設けた空間分煙 C. 上記以外 D. 把握していない</p>
施設	A B C D E	A B C	A B C D
公共交通機関	鉄道の駅構内・ホーム	A B C D E	A B C
	バスの停留所・待合室	A B C D E	A B C D
	タクシーの車内	A B C D E	A - C D

## II. 喫煙防止

### (1) 学校における喫煙防止教育の実施状況

各校種における喫煙防止教育の実施状況について、あてはまるものに1つだけ○印をつけて下さい。

(注1) 必要に応じて教育委員会等、当該の部署に確認の上、回答して下さい。

(注2) ここでは喫煙防止教育の実施を、「いざれかの学年で、1コマ以上の授業時間を喫煙防止に焦点をあてて実施している」と定義します。

校種	A. 全ての学校で実施	B. 一部の学校で実施	C. 実施していない	D. 該当の校種がない	E. 把握していない
都道府県立高等学校	A	B	C	D	E
私立小学校	A	B	C	D	E
私立中学校	A	B	C	D	E
私立高等学校	A	B	C	D	E

## III. たばこ対策の推進体制

### (1) 健康日本21の都道府県版における喫煙率減少の目標

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。具体的数値目標を設定している場合は、成人と未成年の数値目標も記入して下さい。

質問	回答
健康日本21の都道府県版において、喫煙率減少に関する目標を設定していますか。	( )具体的数値目標を設定している 成人の数値目標：  未成年の数値目標：  ( )目標を設定しているが、具体的数値目標ではない ( )目標を設定していない ( )健康日本21の都道府県版を設定していない

### (2) たばこ対策推進のための委員会等の設置

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

質問	回答
都道府県として、たばこ対策推進のための委員会等を設置していますか。	( )設置している ( )設置していない

### (3) たばこ対策担当者・専従体制

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

専任の担当者がいる場合は、その人数も記入して下さい。

(注1) たばこに関する苦情処理のみの担当者は含みません。

(注2) 担当者の人数は業務量から算出した人数ではなく、実際の人数を回答して下さい。

質問	回答
都道府県として、たばこ対策推進のための専任の担当者はいますか。	( )いる _____人
	( )いない

### (4) たばこ対策関連費用

以下の質問について、あてはまる回答の( )に1つだけ○印をつけて下さい。

たばこ対策関連の支出があった場合は、たばこ対策予算から執行した金額と他の事業予算から充当した金額にわけて記入してください。充当元の事業予算名も記入して下さい。

質問	回答
前年度に、都道府県としてたばこ対策関連の支出がありましたか。	( )たばこ対策関連の支出があった たばこ対策予算から執行 _____円
	他の事業予算から充当 _____円
	充当元：_____
	( )たばこ対策関連の支出がなかった

### 回答者・記入日

職種 1. 事務職 2. 法令関係職 3. 保健師 4. その他 (\_\_\_\_\_)

記入日 年 月 日

以上で質問は終わりです。ご協力ありがとうございました。

### 資料3

平成25年度厚生労働科学研究費補助金 循環器疾患等生活習慣病対策総合研究事業  
「たばこ対策の評価及び推進に関する研究」班  
分担研究課題「自治体レベルでのたばこ規制・対策のモニタリングに関する研究」

## 自治体におけるたばこ規制・対策の調査実施マニュアル —「たばこ規制・対策の自己点検票」を用いた実態把握—

都道府県たばこ対策担当者用

## 目 次

I. 目的 .....	P.3
II. 「たばこ規制・対策の自己点検票」の構成 .....	P.3
III. 評価指標 .....	P.4
◆ 市町村におけるたばこ規制・対策 .....	P.4
◆ 都道府県におけるたばこ規制・対策 .....	P.9
IV. 調査の実施方法 .....	P.11
V. 回答結果の正確性について .....	P.11
VI. 回答の留意点 .....	P.12
◆ 「たばこ規制・対策の自己点検票－市町村版」.....	P.12
◆ 「たばこ規制・対策の自己点検票－都道府県版」.....	P.16

## I. 目的

この調査は、都道府県・市町村におけるたばこ規制・対策の状況を継続的にモニタリングし、包括的に評価していくことを目的としています。「たばこ規制・対策の自己点検票」という標準化された方式を用いることで自治体間の相互比較が可能となり、さらに得られた結果をわかりやすい情報の形で公表していくことで、たばこ規制・対策の推進を図るためのツールとして活用することもできます。

## II. 「たばこ規制・対策の自己点検票」の構成

市町村と都道府県におけるたばこ規制・対策の状況を評価するために、「たばこ規制・対策の自己点検票－市町村版」と「たばこ規制・対策の自己点検票－都道府県版」の2種類を作成しました。両者を組み合わせて実施することにより、市町村におけるたばこ規制・対策の実態を都道府県単位で把握することができます。

たばこ規制・対策を包括的に把握するためには、「受動喫煙の防止」「禁煙支援・治療」「喫煙防止」「情報提供・教育啓発」「たばこ対策の推進体制」の5領域を設定しました。市町村版では5領域すべてについて、都道府県版では「受動喫煙の防止」「喫煙防止」「たばこ対策の推進体制」の3領域について評価します。

### 自己点検票の構成内容

たばこ対策の領域	市町村版	都道府県版
受動喫煙の防止	官公庁(市役所、議会庁舎等の場所別) 学校(市町村立幼稚園等の校種別)	官公庁、学校(都道府県立、私立、大学等)、医療機関、職場(民間職場)、飲食店、公共交通機関(鉄道、バス、タクシー)
禁煙支援・治療	健診等の保健事業における取組み (母子健康手帳交付時、国保の特定健診等) たばこ対策事業としての取組み (禁煙治療や補助剤への費用補助等) 禁煙治療へのアクセス (医療保険による禁煙治療、OTC薬)	
喫煙防止	喫煙防止のための委員会の設置 学校における喫煙防止教育の実施状況 (市町村立小・中・高の校種別に把握) たばこ販売へのアクセス (コンビニエンスストア、自動販売機)	学校における喫煙防止教育の実施状況 (都道府県立高校、私立中・高の校種別に把握)
情報提供・教育啓発	講演会・セミナー等の実施、ホームページ・広報誌で情報を提供、等	
たばこ対策の推進体制	喫煙率減少の数値目標の設定 たばこ対策推進のための委員会の設置 たばこ対策担当者・専従体制 たばこ対策費用	喫煙率減少の数値目標の設定 たばこ対策推進のための委員会の設置 たばこ対策担当者・専従体制 たばこ対策費用

### III. 評価指標

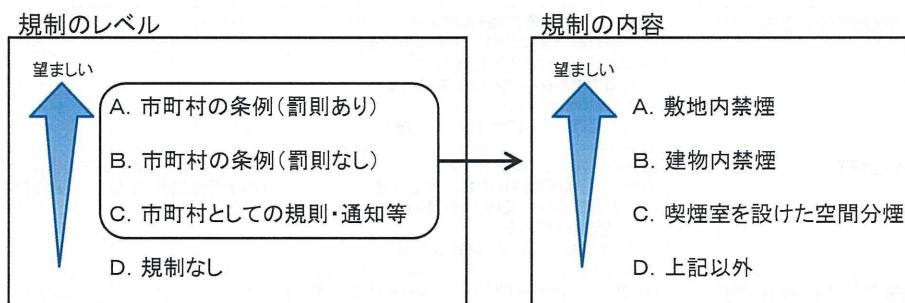
#### ◆ 市町村におけるたばこ規制・対策

##### 1. 受動喫煙の防止

受動喫煙の防止の領域については、官公庁と学校関係の場所別に、受動喫煙の公的な規制のレベルと内容を評価します。

官公庁	学校関係	
市役所、町村役場	市町村立保育所	
議会庁舎	市町村立幼稚園	
保健センター	市町村立小学校	
出先機関	市役所、町村役場の出張所 市町村立施設(屋内) 市町村立施設(屋外)	市町村立中学校 市町村立高等学校

規制のレベルは、「A.市町村の条例(罰則有)」「B.市町村の条例(罰則無)」「C.市町村としての規則・通知等」「D.規制なし」の4段階です。規制の内容は、「A.敷地内禁煙」「B.建物内禁煙」「C.喫煙室を設けた空間分煙」「D.上記以外」の4段階です。たばこ規制・対策として望ましい順はレベル、内容とも A – B – C – D となります。



##### 2. 禁煙支援・治療

禁煙支援・治療の領域については、各種保健事業における禁煙支援の取り組み、たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組み、禁煙治療へのアクセスの3つの視点から評価します。

###### (1) 各種保健事業における禁煙支援の取り組み

各種保健事業は「母子保健事業や各種集団健診」と「市町村が医師会等の外部機関に委託している個別健診」とに分類して禁煙支援の取り組みを評価します。市町村で実施している保健事業の内容と一致しない場合は適宜、自己点検票を変更してください。

母子保健事業や各種集団健診	医師会等に委託している個別健診
・母子健康手帳交付時	・妊婦健診(個別健診)
・妊娠向け教室	・乳幼児 〔4ヵ月健診(集団健診) 1歳半健診(集団健診) 3歳半健診(集団健診)〕
・乳幼児	4ヵ月健診(個別健診) 1歳半健診(個別健診) 3歳半健診(個別健診)
・国保の特定健診(集団健診)	・国保の特定健診(個別健診)
・国保の特定保健指導	・肺がん検診(個別検診)
・肺がん検診(集団検診)	・胃がん検診(個別検診)
・胃がん検診(集団検診)	・大腸がん検診(個別検診)
・大腸がん検診(集団検診)	・乳がん検診(個別検診)
・乳がん検診(集団検診)	・子宮頸がん検診(個別検診)
・子宮頸がん検診(集団検診)	・肝がん検診(個別検診) (肝炎ウイルス検診)
・肝がん検診(集団検診) (肝炎ウイルス検診)	

[母子保健事業や各種集団健診]については、事業や健診別に禁煙支援の実施状況を評価します。禁煙支援の内容ごとに「A.喫煙者全員に実施」「B.一部の喫煙者に実施」「C.未実施」の3段階で評価し、たばこ対策として望ましい順に A – B – C となります。

#### 禁煙支援の内容

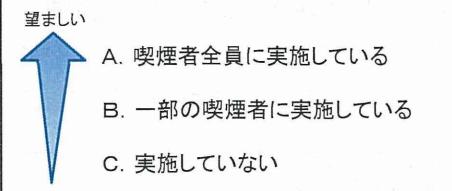
3分未満の個別指導：個別に3分未満の簡易な禁煙の情報提供やアドバイス、支援を行う

3分以上の個別指導：個別に3分以上の禁煙の情報提供やアドバイス、支援を行う

集団教育・講義：たばこの害や禁煙方法について情報提供を中心とした禁煙教育を行う

グループ学習：小グループ単位で参加者同士の意見交換や相互交流など、参加型の禁煙支援を行う

#### 実施状況



[医師会等に委託している個別健診]については、市町村が医師会等に対して、保健事業の中でなんらかの禁煙支援を実施することを依頼しているかどうかを評価します。保健事業別に「A.喫煙者全員への禁煙支援を依頼」「B.一部の喫煙者への禁煙支援を依頼」「C.禁煙支援を依頼しているが、対象は把握していない」「D.禁煙支援を依頼していない」の4段階で評価します。たばこ対策として望ましい順に A – B – C – D となります。

### 実施状況

望ましい

- A. 喫煙者全員への禁煙支援を依頼
- B. 一部の喫煙者への禁煙支援を依頼
- C. 禁煙支援を依頼しているが、対象は把握していない
- D. 禁煙支援を依頼していない

### (2)たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組み

たばこ対策事業としての禁煙支援の取り組みについて、禁煙支援の内容別に実施状況を「A.実施」「B.未実施」の2段階で評価します。

#### たばこ対策事業としての禁煙支援の内容

- ・禁煙治療や禁煙補助剤に対する費用補助
- ・禁煙個別相談や禁煙教室
- ・電話やメールによる禁煙相談
- ・印刷教材やインターネットを活用した通信教育

### (3)禁煙治療へのアクセス

※都道府県単位で共通のデータを用いて市町村別の評価をする必要があります。市町村の担当者で記入せずに、都道府県の担当者が一括して評価してください。

禁煙治療へのアクセスとして、医療保険による禁煙治療へのアクセスと OTC 薬へのアクセスという2つの視点から評価します。医療保険による禁煙治療を行っている医療機関の、人口 10 万人あたりの医療機関数が大きくなるほど、禁煙治療へのアクセスが良好と評価できます。また、全医療機関における割合が大きくなるほど、医療保険による禁煙治療の普及が進んでいると評価できます。ニコチンガムやニコチンパッチ等の OTC 薬へのアクセスについては、人口 10 万人あたり、面積 100km<sup>2</sup>あたりの薬局・薬店数が大きくなるほど、アクセスが良好と評価できます。

#### 禁煙治療へのアクセス

- ・医療保険による禁煙治療を実施している医療機関数  
人口10万人あたりの医療機関数  
全医療機関に占める割合
- ・薬局・薬店数  
人口10万人あたりの薬局・薬店数  
面積100km<sup>2</sup>あたりの薬局・薬店数

### 3. 喫煙防止

喫煙防止は、市町村レベルでの青少年の喫煙防止のための委員会等の設置、地域のたばこ販売状況、学校における喫煙防止教育の実施状況の3つの視点から評価します。

#### (1) 市町村レベルでの青少年の喫煙防止のための委員会等の設置

市町村レベルで喫煙防止のための委員会を設置することは、学校のみならず、家庭、地域が連携し、地域ぐるみでたばこを吸い始めない町づくりを可能にし、喫煙防止をすすめていく上で有効なプロセスと評価できます。青少年健全育成などの既存の組織を活用する方法と、既存の組織とは別に喫煙防止のみを目的とした組織を設置する方法があります。後者の方が、より喫煙防止に特化した取り組みが可能となります。

#### (2) 地域のたばこ販売状況

※都道府県単位で共通のデータを用いて市町村別の評価をする必要があります。市町村の担当者で記入せずに、都道府県の担当者が一括して評価してください。

地域のたばこ販売状況は、未成年のたばこへのアクセスを減らすことを可能にし、防煙をすすめていく上で有効な対策と評価できます。地域のたばこ販売状況は、コンビニエンスストアとたばこ自動販売機へのアクセスで評価します。地域のコンビニエンスストア数と自動販売機数を人口10万人あたり、面積100km<sup>2</sup>あたりで算出します。数値が低くなるほど、たばこへのアクセスが悪く、喫煙防止に有効と考えられます。

地域のたばこ販売状況
・コンビニエンスストア数 人口10万人あたりのコンビニエンスストア数 面積100km <sup>2</sup> あたりのコンビニエンスストア数
・たばこ自動販売機数 人口10万人あたりの自動販売機数 面積100km <sup>2</sup> あたりの自動販売機数

#### (3) 学校における喫煙防止教育の実施状況

喫煙防止対策として、学校教育の場における喫煙防止教育があげられます。ここでは、喫煙防止教育の実施の最低頻度として「いずれかの学年で、1コマ以上の授業時間を喫煙防止に焦点をあてて確保して実施している」としました(\*)。市町村立小学校、市町村立中学校、市町村立高等学校のそれぞれの実施状況を「A. 全ての学校で実施」「B. 一部の学校で実施」「C. 未実施」の3段階で評価します。

\* 喫煙をはじめ飲酒、薬物乱用については、学習指導要領の小学校「体育」、中学校「保健体育」において全ての小・中学校で学習することとなっており、単元の取扱い時間数については、各学校により決められていますが、本調査では「1コマ以上の授業時間」と規定しています。

#### 4. 情報提供・教育啓発

情報提供・教育啓発は、受動喫煙の防止、禁煙支援・治療、喫煙防止の各取り組みを効果的かつ効率的に推進する上で必要です。情報提供・教育啓発の内容ごとの実施状況を、「A.実施」「B.未実施」の2段階で評価します。

##### 情報提供・教育啓発の内容

- ・講演会・セミナー等の実施
- ・健診等の保健事業で情報を提供
- ・冊子やリーフレットの配付
- ・ポスターの配付・掲示
- ・ホームページで情報を提供
- ・広報誌で情報を提供
- ・イベントの開催

#### 5. たばこ対策の推進体制

たばこ対策の推進体制は、健康日本 21 の市町村版における喫煙率減少の目標の設定、たばこ対策推進のための委員会等の設置、たばこ対策担当者・専従体制、たばこ対策関連費用の4つの視点で評価します。

地域において、独自の喫煙率減少に関する目標を設定することは、その達成に向けての具体的な対策計画を立てるための第一歩として位置づけられます。成人・未成年別に具体的な数値目標が挙げられているとさらに望ましいといえます。

地域の関連機関・組織によるたばこ対策推進のための委員会の設置およびたばこ対策推進のための専任の担当者の配置は、地域ぐるみのたばこ対策を効果的かつ効率的に行う上で有効な取り組みです。たばこ対策推進のための専任の担当者数が増えるほど、推進体制が充実していると評価できます。

たばこ対策推進に特化した支出額は、地域におけるたばこ対策推進体制の充実に直結するものとして評価できます。その費用をあらかじめたたばこ対策予算として計上することは、地域におけるたばこ対策を効果的かつ効率的にすすめていくため重要です。

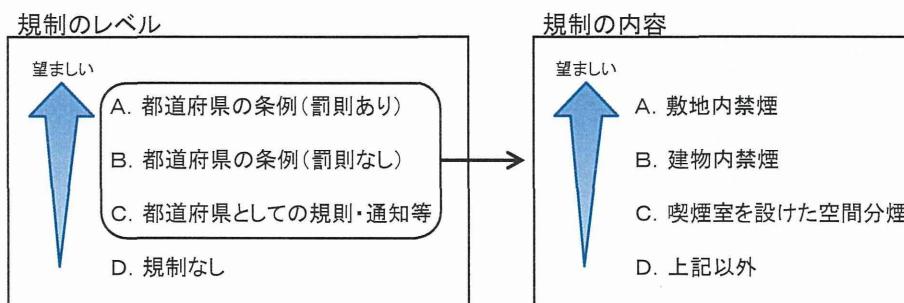
## ◆都道府県におけるたばこ規制・対策

### 1. 受動喫煙の防止

受動喫煙の防止の領域については、官公庁と学校関係の場所別に受動喫煙の規制のレベルと規制の内容を評価します。

官公庁	学校関係
本庁舎	都道府県立高等学校
議会庁舎	私立小・中学校
保健所	私立高等学校
出先機関	大学(国公立・私立) 専修学校・各種学校 (国公立・私立)
本庁舎の出張所	
都道府県立施設(屋内)	
都道府県立施設(屋外)	
医療関係	公共交通機関
病院	鉄道の駅構内・ホーム
診療所	バスの停留所・待合室
民間職場	
	タクシーの車内
飲食店	

規制のレベルは、「A.都道府県の条例(罰則有)」「B.都道府県の条例(罰則無)」「C.都道府県の規則・通知等」「D.規制なし」の4段階です。規制の内容は、「A.敷地内禁煙」「B.建物内禁煙」「C.喫煙室を設けた空間分煙」「D.上記以外」の4段階です。たばこ規制・対策として望ましい順はレベル、内容とも、A – B – C – D となります。公共交通機関の規制の内容は「A.全面禁煙」「B.喫煙室を設けた空間分煙」「C.上記以外」の3段階です。



### 2. 喫煙防止

喫煙防止は、学校教育の場における喫煙防止教育の実施状況で評価します。ここでは、喫煙防止教育の実施の最低頻度として「いずれかの学年で、1コマ以上の授業時間を喫煙防止に焦点をあてて確保して実施している」としました(\*)。都道府県立高等学校、私立小・中学校、私立高等学校のそれぞれの実施状況を「A. 全ての学校で実施」「B. 一部の学校で実施」「C. 未実施」の3段階で評

価します。

\* 喫煙をはじめ飲酒、薬物乱用については、学習指導要領の小学校「体育」、中学校「保健体育」において全ての小・中学校で学習することとなっており、単元の取扱い時間数については、各学校により決められていますが、本調査では「1コマ以上の授業時間」と規定しています。

### 3. たばこ対策の推進体制

たばこ対策の推進体制は、健康日本 21 の都道府県版における喫煙率減少の目標の設定、たばこ対策推進のための委員会等の設置、たばこ対策担当者・専従体制、たばこ対策関連費用の4つの視点で評価します。

地域において、独自の喫煙率減少に関する目標を設定することは、その達成に向けての具体的な対策計画を立てるための第一歩として位置づけられます。成人・未成年別に具体的な数値目標が挙げられているとさらに望ましいといえます。

地域の関連機関・組織によるたばこ対策推進のための委員会の設置およびたばこ対策推進のための専任の担当者の配置は、地域ぐるみのたばこ対策を効果的かつ効率的に行う上で有効な取り組みです。たばこ対策推進のための専任の担当者数が増えるほど、推進体制が充実していると評価できます。

たばこ対策推進に特化した支出額は、地域におけるたばこ対策推進体制の充実に直結するものとして評価できます。その費用を、あらかじめたばこ対策予算として計上することは地域におけるたばこ対策を効果的かつ効率的にすすめていくため重要です。

## IV. 調査の実施方法

- (1)「たばこ規制・対策の自己点検票－都道府県版」は、都道府県のたばこ対策担当者が回答してください。
- (2)「たばこ規制・対策の自己点検票－市町村版」を市町村のたばこ対策担当者に送付し、回答を依頼し、後日回収してください。
- (3)たばこ対策関連費用に関する質問があるので、年度当初に前年度の状況を回答してください。
- (4)「たばこ規制・対策の自己点検票－市町村版」における禁煙治療へのアクセス(医療保険による禁煙治療・OTC 薬へのアクセス)と地域のたばこ販売状況(コンビニエンスストア・自動販売機へのアクセス)については、都道府県単位で共通のデータを用いて市町村別の評価をする必要があります。都道府県担当者が一括して市町村別の状況を調べてください。

データ	データソース
禁煙治療へのアクセス	
・届出医療機関数	日本禁煙学会ホームページ( <a href="http://www.nosmoke55.jp/">http://www.nosmoke55.jp/</a> ) 禁煙治療・禁煙外来に保険が使える医療機関数と総計
・薬局・薬店数	都道府県(または政令市・中核市)において許可を受けた薬局・薬店数
地域のたばこ販売状況	
・コンビニエンスストア数	経済産業省 商業統計調査
・自動販売機数	下記(注)参照
人口	厚生労働省 人口動態統計
面積	国土交通省国土地理院 全国都道府県市区町村別面積調
医療施設数	厚生労働省 医療施設(動態)調査

(注)たばこの自動販売機数は地域のたばこ販売状況を評価するための望ましい環境指標ですが、市町村別に把握することが困難と予想されます。市町村別に把握する事が可能であれば、評価に加えてください。

## V. 回答結果の正確性について

本調査では、都道府県・市町村のたばこ対策担当者が「たばこ規制・対策の自己点検票」に回答しますが、「受動喫煙の防止」「禁煙支援・治療」「喫煙防止」「情報提供」「たばこ対策の推進体制」の5領域にまたがる実態について、担当者が必ずしも正確に把握しているとは限りません。

実施にあたっては、以下の手順によって回答結果の正確性を高めることができます。

- ①学校関係については、教育委員会に紹介するなど、必要に応じて関係部署へ照会・確認を行って回答する。市町村担当者にも、紹介・確認を行うよう依頼する。
- ②回答結果の矛盾点・不明点について、市町村担当者に対して問い合わせる。
- ③市町村における官公庁・学校関係の施設の有無や保健事業の実施状況などについては、都道府県の既存の資料を用いて、回答結果のクロスチェックを行う。

## VII. 回答の留意点

### ◆「たばこ規制・対策の自己点検票－市町村版」

これまでの調査において回答結果の矛盾がみられた以下の項目について、留意点をまとめました。

- ・ I. 受動喫煙の防止
- ・ II. 禁煙支援・治療 (1)各種保健事業における禁煙支援の取り組み

I. 受動喫煙の防止						
施設	☆1	質問1. 受動喫煙の規制のレベルを1つ選んでください。		質問2. 規制の内容を1つ選んでください。(質問1でA,B,Cを選んだ方のみお答えください。)		【参考】規制の有無にかかわらず、実際の受動喫煙防止の状況を1つ選んでお答えください。
		A. 市町村の条例(罰則有)	B. 市町村の条例(罰則無)	C. 市町村の規則・通知等	D. 規制なし	
☆2 官公庁	市役所、町村役場	A	B	C	D	E
	議会庁舎	A	B	C	D	E
	保健センター	A	B	C	D	E
☆3 機関	市役所、町村役場の出張所	A	B	C	D	E
	市町村立施設(屋内)	A	B	C	D	E
	市町村立施設(屋外)	A	B	C	D	E

☆1 ここでは、市町村が実施している受動喫煙の規制について質問しています。市町村が独自で実施している規制のみを対象とし、健康増進法や美化条例(吸い殻のポイ捨て禁止)や路上喫煙禁止条例などは含まないでください。たばこ対策担当部署以外から出されている規則・通知についても確認の上、回答してください(例1)。

規制の内容と実際の状況が一致していない場合(\*)もありますので、規制の有無にかかわらず、実際の受動喫煙防止の状況についても回答してください。

\* 市町村としての規制はないが各施設において施設長の判断により受動喫煙防止の対策がとられている(例2、例3)、あるいは条例で建物内禁煙と規定しているが実際には敷地内禁煙となっている、等の場合。